

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の形式を左横書きに改正する規約

平成 19 年 1 月 26 日

千葉県市指令第42号

(趣旨)

第1条 この規約は、この規約の施行の際現に効力を有する本組合の規約(以下「既存規約」という。)の形式を左横書きに改めること等に関し、必要な事項を定める。

(形式の変更)

第2条 既存規約の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存規約における右方はこの規約による改正後の既存の規約(以下「改正後規約」という。)における上方とし、既存規約における上方は改正後規約における左方とする。

2 改正後規約における文字(符号含む。以下同じ。)の配置は、既存規約における文字の配置とする。

(用字の整理)

第3条 既存規約中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章及び条の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
2 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
3 漢数字(1の項及び2の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞 ロ 数量的意味の薄い語	アラビア数字

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。